シンガポールにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	輸入GSTの延納不可	・2020年より輸入GSTの延納が不可となった為、輸入手続きに掛かる日数が長くなってしまった。 （継続）	・GST延納可に戻してほしい。	
		日機輸 JEITA	(2)	輸出管理該非判定情報取得の煩雑	・同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国ごとに異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが負担。 （継続） ・シンガポールのSecurity Trade Controlのリスト品目の該非基準が、日米やヨーロッパと多少異なる。そのため、日本から非該当として輸出した品目であっても、シンガポールから輸出する際には該当となることがある（その逆のケースもある）。その結果、シンガポールで独自に該非判定作業が必要となる。 こうした手間を回避するため、Security Trade Controlに該当する恐れのある製品は、シンガポールからの輸出が生じない物流ルートを利用している。物流ハブとして高い機能を有するシンガポールが使えないのは、商物流網構築の足かせとなる。 （継続）	・国をまたがる、ワッセナー基準での該非判定情報の整備（例えば、CISTECのグローバル版）。 ・Security Trade Controlの国際基準への統一化。	
		医機連	(3)	非検査製品のネット販売流入	・シンガポールではコンタクトレンズの販売に関して有資格者（オプトメトリスト）の検査・対面販売が義務となっているが、昨今、検査を受けずに規制のない第三国（香港等）からの廉価販売がネット上で多々見受けられる。当地では正しい検査や説明を行っているため、その分販売価格に転嫁されている市場価格となっており、他国からの安易なネット通販での購入が進むと市場崩壊、検査未受診に繋がる危険を有している。 （継続）	・第三国からのコンタクトレンズの購入規制を法律上明記して頂けると、法的根拠を持って販売先に対して通知を行う事が可能になる。	・Advisory - Verifications of Contact Lens Prescriptions (For registered Optometrists) https://www.healthprofessionals.gov.sg/oob/home/announcements/Index/advisory-verifications-of-contact-lens-prescriptions-(for-registered-optometrists)
13	金融	日商	(1)	銀行のドルから円への無断換金	・ドル取引において、シンガポールの顧客が代金をドルで送金したにもかかわらず、中継銀行が許可なく日本円に換金し、当社取引銀行に到着する。取引銀行によると中継銀行であるモルガン銀行がドル→円に換金し送金しているとのこと。以後、顧客送金時に「Don’t convert invoice」等文言を入れて予防している。	・顧客が指定した貨幣で当社に送金されるように希望する。	
14	税制	日機輸	(1)	最低法人税率の引上げ	・国際的な最低法人税率を15%とする規制方針について、G7、OECDにて合意されている。シンガポールにおける法人税率は17%であるものの、寄付含む政府への協力を条件として、軽減税率を適用するGlobal Traders Program（GTP）が現在当社現地法人に適用されており、最低法人税率の導入により、税メリットが希薄化する可能性がある。	・法人税率軽減ではない形で、進出する外資系企業向けの優遇政策（補助金等）が制定されると有難い。	・最低法人税率 ・GTP（Global Traders Program）

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(2)	個人所得税申告の複雑・不明瞭	・個人所得税の申告フォームが複雑でわかりづらく、作成に時間がかかる。 （継続）	・フォームの簡素化。	
16	雇用	日機輸	(1)	シンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制	・シンガポール政府は、引き続き外国人人材を歓迎しているが、外国人人材の移民および雇用政策をますます強化している。シンガポールは熟練労働者の不足に直面しており、入国管理と雇用政策の強化により、採用活動は困難であり、企業は人件費の上昇を管理し、それに直面する必要がある。 （内容、要望ともに変更）	・製造会社がミャンマーまたはインドからの労働許可労働者を雇用することを許可し、マレーシアと中国のみに限定しない。 ・若い世代が専門の工学コースを受講することを奨励するために、魅力的なスポンサーシップにトレーニングボンド（応用訓練課程の奨学金制度）を授与。 ・外国税を見直して引き下げ、製造会社がシンガポールで上昇する製造コストと人件費を維持できるようにする。 ・短期的な人手不足の問題を改善するために、より多くのマレーシア人労働者の移動を許可するために、シンガポールとマレーシアの国境の再開（VTL）を拡大（公衆衛生の状況を考慮した後）。	
		日機輸			・シンガポール人に対して公平な雇用の機会を与えることを使用者に義務付ける新規制として、Fair Consideration Framework（FCF)が、2014年8月に導入された。 外国人のEmployment passを申請する際に、シンガポール人向けの求人データベースに最低14営業日にわたり求人広告を出すことが義務付けられている。 （変更）	・義務を撤廃して頂きたい。	・人材省
		日鉄連			・2016年より、シンガポール人の雇用促進及び役職の高度化を狙って政府が外国人就労ビザ（以下、EP：Employment Pass）発給を厳格化。 EP発給を管轄するMinistry of Manpower（以下MOM）は、外国人比率の高い企業を「Whatchlist企業（＝ブラックリスト）」として認定し、外国人に対するEPの発給を滞らせた。（Whatchlist企業となった場合、従来はEP申請から2週間ほどで取得出来たが6ヵ月程掛かるケースもあり。） 当社も2016年12月～2017年10月までWatchlist企業と認定された。 現在は、シンガポール人の雇用促進やインターンの受け入れなどを実施する事でWatchlist企業から除外されたものの、明確な除外理由が不明なため現在も不安な状況が継続。 （継続）	・EPの円滑な支給。 ・或いは、Watchlist企業となることやWatchlistから除外される為の諸条件（外国人比率％等）ルールの明確化。	
		日商			・就労ビザ（EP：Employment Pass）の発行条件がコロナ禍以降厳格化され、2023年も更にスタッフ層の給与水準が引き上げられた。2021年の社長交代に際して新任者のEPは条件付き（最長5年、家族帯同不可、1回のみ発行）を選択せざるを得なかった。 （変更）	・日系企業にとって駐在員派遣の選択を狭める厳しい条件であり、緩和を要請したい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸 電機工			・シンガポール政府は、自国民の雇用確保を目的とした「シンガポールコア政策」を2000年代後半から推進してきているが、その動きが近年さらに強化される傾向がある。特に2020年はコロナによる雇用環境の悪化を受けて、5月と9月の2回に渡って、ビザ発給に必要な最低月給額の立て続けに引き上げられた。 また、2023年9月からは新制度「Compass」が開始予定で、個人属性のみならず会社属性もビザ手続きにあたって重要要素となる。日本人駐在員を含む外国人人材の新規受け入れが年々難しくなってきている。 （内容、要望ともに変更） ・年々厳しくなってきた外国人就労ビザの条件が、2020年からさらに厳格化された。 ・高度専門職向けビザであるEP取得には大卒の20代後半で6500ドル以上必要となり、若手社員のシンガポールへの派遣が本当に難しくなった。 ・中級技能者向けビザであるS-passも若干ではあるが最低給与額が引き上げられ、さらにEP同様に求人サイトへの広告が義務付けられた。 ・シンガポール人優先雇用政策が拡大される一方で、シンガポール人はホワイトカラーの職種を選ぶ傾向が強い。いわゆる3Kと呼ばれるようなきつい仕事やサービス業などはやりたがたないか、採用してもすぐにやめてしまう。それにも拘わらず同じ規制（シンガポール人の優先雇用、高いビザ要件）というのは不合理に感じる。 当社では電気機器の製造や工事、試験などを行っているが、求人してもシンガポール人は来てくれないため、外国人を採用せざるを得ない。 ・2023年9月からCOMPAS制度が始まり、外国人比率の高い企業はさらに駐在員の派遣や外国人の採用が困難になる。	・規制改正の移行措置期間を設定していただきたい。 ・ビザの要件である給与額はせめて月額固定給だけではなく、賞与を含めた年収や、家賃等の福利厚生を含めた金額を使用できるようにしていただきたい。所得税はこういった福利厚生も全て課税対象となっているので、基準が同じになれば一貫性があり分かりやすくもなる。 ・企業内転勤（ICT）によるビザ取得の方法もあるが、広告掲載義務が免除されるのみで、高い給与要件は変わらず、期間が最大5年、日本人は家族ビザ（DP）発行不可など阻害する条件がある。同一企業グループからの派遣は単なる外国人雇用とは別枠で、かつ要件も緩やかにしていただきたい。	・政府方針 ・Refer to Ministry of Manpower at http://www.mom.gov.sg ・Fair Consideration Framework
		日機輸	(2)	就労ビザ取得手続の厳格化	・シンガポール国内に専門性のある人員を派遣し6ヶ月以上の期間に渡る役務を行おうとした場合、就労ビザ（Employment Pass）の取得が必須であるが、年々その要件が厳格化してきている。自国民の雇用が優先される事情は理解出来るが、一方で自社が既に有している人材の派遣が実質困難であり、シンガポール国内で新たに人員を雇用しなければならない条件下では業務効率向上とコスト低減の両面でインパクトが大きい。 （継続）	・例えば役務期間を2年以内に限定する、または契約規模により人数を制限する等の条件下で就労ビザ取得の要件を緩和することを検討して欲しい。	・Employment of Foreign Manpower Act (外国労働者雇用法) ・下記Ministry of Manpower (MOM)のウェブサイトにてEmployment Passの取得要件、審査期間や申請プロセス等が公表されている。https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/key-facts

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		医機連			・2020年9月より就労ビザ（EP：Employment Pass）の取得要件が厳し目に変更となっており、海外への人材派遣にあたり、新規・更新いずれの場合も制約が増えハードルが高まっている点。 （継続）	・取得要件緩和の働きかけを要望する。	・Tightening of Work Pass Requirements https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0827-tightening-of-work-pass-requirements
		日機輸			・外国人に対するワークパミッションの発給が厳しく、必要なポジションに対しての組織マネジメントに支障が生じている。 学歴や賃金要綱が基準以上に厳格化され、若くて優秀な人材の戦略的配置が困難。 （継続）	・アフターコロナにおける、外国人向けVISA発給の適正化。	
		日機輸			・シンガポールにおける外国人材の更なる高度化、ローカル人材の雇用推進を目的として、ビザ発給の新要件COMPASS（Complementarity Assessment）が2023年9月より導入予定。 ・COMPASSは、6項目に分かれるポイント制度になっているが、現状の発給要件よりも、現地法人におけるローカル人材の雇用割合引上げや、出身大学の条件厳格化、最低賃金の引上げが予定されている。 ・足元シンガポールでは、インフレも背景のひとつとして、ローカル人材を雇用する際の給与が上昇傾向にあり、ローカル人材確保のハードルも上がっている状況。 ・過去数年間においてもEP取得はハードルが上がっていたが、COMPASSの導入により益々厳格化しかねず、当社駐在員（特に若手）のローテーションにも影響を及ぼしかねない。	・COMPASSにおけるローカル人材雇用や、外国人労働者の最低賃金に関して、条件を緩和頂ければ有難い。	・Complementarity Assessment
		日商			・あるプロジェクトに関して、シンガポールでは該当技術を持つエンジニアがおらず、日本からのエンジニア受け入れが必要であったが、従来のEmployment Passの条項を該当エンジニアが満たしておらず、就労ビザ取得が困難であった。	・プロジェクト期間中のプロジェクト関係者のための就労を可能にするようなビザスキームが必要。	
		日商	(3)	就労ビザ取得手続きの遅延	・就労ビザの申請から取得まで、通常であれば時間がかかり着任が遅れるケースが多く、現地での業務に影響を及ぼしている。	・承認までのスピード化を検討頂きたい。	
		日機輸	(4)	企業内転勤者(ICT)への規制強化	・2020年11月より、企業内転勤者(ICT)と申告して就労ビザの発給を受けた場合、該当する条約上で家族の帯同が保証されていない限り、Dependant’s Pass (DP) の申請ができない。 5年までの年数制限があり、その後シンガポール国内での転職やPermanent Residence申請は困難になる。 シンガポールとの二国間FTAにて上記DPの発給が保証されている国に限り、DP発給は継続されているが、日本のFTAは該当しない。 （継続）	・Japan-Singapore Economic Partnership Agreementにおける、ICTによるEmployment Pass取得者の帯同家族に対するDependent Pass発給についての明記。	・正式な通達のないまま、申請システム上、DPの申請が停止された。
		日商	(5)	次世代人材向けの就労ビザスキームの不在	・シンガポールはグローバル人材の受け入れに適した東南アジアの人材ハブであり、当社本社の次世代人材の育成に適しているが、従来のビザスキームでは若手人材のビザ取得が困難。	・現行のビザスキームに縛られることなく、シンガポールへのキャリアローテーションを推進するような就労ビザが必要。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(6)	帯同家族のビザ申請への卒業証明書要求	・家族帯同時、配偶者のビザ申請用に卒業証明書が求められる場合がある。 （継続）	・帯同家族のビザなので本人のビザをもとに発行頂く事をして頂きたい。	
		日機輸 日機輸	(7)	家族帯同条件の厳格化	・2018年1月より、就労ビザ（Work Pass）を持つ外国人の家族帯同条件（収入条件）が、月収6,000SGD以上となった。 （継続） ・2019年2月より、12歳以下の子供の滞在ビザを申請する際、ジフテリアおよび麻疹ワクチンの接種が済んでいることを必須とし、それを証明する書類の提出を義務づけられた。 ・ジフテリアの予防接種は日本では最低20日間隔だが、シンガポールでは4週間隔が義務付けられている。 ・4週未満間隔の接種履歴がある場合、個別に保健省への説明が必要であり、特に承認に時間を要する。2021年11月以降承認が滞っており、書類不備等の無いケースで3ヵ月程度時間を要するケースが現地日本大使館へ複数報告されている。 （継続）	・当該要件を撤廃して頂きたい。 ・申請手続き全体の簡素化・迅速化して頂きたい。	・人材省 ・保健省
		日化協	(8)	人材確保の困難	・シンガポール人の継続的な人材確保が難しい。 ①給与が高騰している。特に、IT関連のスタッフの給与が高く、採用するのが難しい。 ②ジョブホッピングの文化のため、長く同じ会社に勤める文化が弱いと感じる。	・シンガポール人の採用が難しい場合、外国人労働者の採用枠に関して、柔軟な対応をお願いしたい。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	IPR提出要件の煩雑・承認の遅延	・シンガポールは、知的財産権「IPR」の重要性を維持し、促進しようとしているが、業界関係者は提出要件と長い承認リードタイムに悩まされている。特に特許出願である。当社は企業レベルでのIP戦略の実施を模索しているため、実施アプローチは現在不足しており、継続的なサポートとガイダンスのために地域本社と日本の両方が必要である。	・シンガポール当社グループ内で標準化されたガイドラインを使用して、総合的なIP戦略を実施する際に、地域本社が検討することを提案する。また、地域本部は、事業継続性と競争力のための総合的な知的財産戦略と知的財産権の執行のために、社内の知的財産弁護士を雇うことを検討する必要がある。	
		製薬協	(2)	医薬品分野で期待できない知財保護	・特許法34条の第一国出願義務の対象（”resident in Singapore”の定義、その判断時）が不明確で、かつその違反が刑事罰対象にもなっているため、確認および安全を見越した手続き等のために時間と作業を要している。 また、特許期間延長制度があるが、新薬の販売承認申請日と承認日の間隔が2年を越えることが条件とされているため（特許規則51A(5)(b)(ii)）、実際に延長登録された例はほとんどない。 （継続）	・第一国出願義務の撤廃または簡素化、および刑事罰の対象から除外して頂きたい。 ・臨床試験期間も含めて2年を越えるとするか、2年の足切を撤廃して頂きたい。	・特許法34条 ・特許法36A条
18	技術移転要求	日機輸	(1)	技術移転に関する要求	・技術移転の対価に対する免税。	・我々の技術移転は主に日本本社からのものであるため、この側面を継続的に検討する必要がある。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	技術仕様要件の不明確	・機械の技術仕様に関する現地の要件を調べて追跡するのが難しい。	・チェックと追跡のために、Webサイトに記載されている機械の明確な技術仕様要件を示す必要がある。	
		製薬協	(2)	審査プロセスの不合理、突然の照会要求	・審査中に種々の照会事項対応をクリアしていった後、審査終盤に承認可否に影響を与えるような重大な照会事項が突然発出され、不承認となる事例が複数認められている。	・承認可否につながるような重要事項照会は、日本のように、審査の早期段階で申請者に共有される審査プロセスを希望する。 当局側にとっても、申請者側にとってもWin-Winな効率的な審査プロセスになると考える。	
		製薬協 製薬協	(3)	医薬品評価の不透明・遅延	・製品の性質や技術革新、国の治療インフラ全体へのインパクトではなく、コスト抑制に強い重点が置かれている。薬剤価格決定基準の透明性も欠如している。 現在の市場構造は革新的な医薬品を評価する目的に適しておらず、Car-Tや遺伝子治療のような革新的な治療法については、サポートされていない。 また、多くのがん治療製品において、既存の枠組みはイノベーションを軽視しており、多くの場合、企業が特殊なニッチがん治療製品を発売することは商業的に実現不可能である。 （継続） ・医療技術評価機関であるThe Agency for Care Effectiveness (ACE)での候補品目選定プロセスは不透明であり、業界からの要望も受け付けられていない。 現在は抗腫瘍薬にfocusしており、その他領域の薬剤の評価は遅く、国の助成金を受けられていない。助成金を受けられていない製品は民間保険あるいは自己負担のみでしか使用可能とならないため、革新的医薬品への患者の早期アクセス障害が課題となっている。 （継続）	・革新的な医薬品が適切に評価される“薬剤価格決定基準の設定・透明性の確保および市場構造への変革”を希望する ・ACEでの候補品選定プロセスの透明化、ACEと業界団体との対話機会を増やしていただくことなどを希望する。	
		医機連	(4)	医療機器の許認可申請手続の煩雑・遅延	・申請後のシンガポール保健科学庁（HSA：Health Sciences Authority）からの照会は、最初に全ての照会事項が提示されるのではなく、毎回異なる内容の照会が入るため、やり取りの回数も多くなり、認可まで時間が掛かる。また、照会に回答しても、新たな照会が入るため、終わりが見えず忍耐力が必要。 （継続）	・最初に全ての照会事項を提示し、追加の照会は回答内容によるものとして欲しい。	・HSAによる審査方法
		日商	(5)	構造用木材規格の拡大	・現在、シンガポールにおける構造用木材は、ユーロコードになっており、ヨーロッパからの輸入としており、コスト高にはなっている。	・ユーロコードのみでなく、新たな基準・企画（日本規格）の適用。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	環境汚染、廃棄物に関する法律・規制	・シンガポール政府によって制定された最近の環境関連の法律および規制は、2020年資源持続可能性法であり、強制包装報告および強制廃棄物報告に関するものである。	・当社の課題と責任は、環境管理に関連する地方自治体の強制的な法律に合わせて積極的にイニシアチブを取っていくことである。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	その他	日化協	(1)	電気料金の高騰	・【○】 一年毎に契約している電気料金が2倍に高騰し、当社の利益を大きく圧迫している。	・LNG発電に依存するシンガポールの電気料金は、原油価格に大きく左右されている。政府主導による代替エネルギー開発、企業への補助金等を進めていただきたい。	
		日機輸	(2)	入国にかかるワクチン接種要件の不合理	・新型コロナの水際対策として、外国人の入国にはワクチン接種が義務付けられている。しかし、規定回数のワクチンを接種済であっても、シンガポールと日本のワクチン接種の運用の違い等により日本人が入国できなかったり、必要以上にワクチンを追加接種する必要が生じるケースが発生している。 シンガポールのルールでは、モデルナ製ワクチンは24日以上の間隔を空けて2回の接種を行わないと「ワクチン接種完了」とみなされない。 一方で日本の職域接種に関する厚生労働省のガイドラインは、モデルナワクチンの接種間隔は20日以上であり、既に2回のワクチン接種済であるもののシンガポールの接種間隔要件を満たさず、入国できない者が複数名発生している。 (変更)	・ワクチン接種の入国要件化に際しては、国ごとのワクチン接種間隔の差を考慮して頂きたい。 ・また、シンガポール国内での「ワクチン接種完了」の認定基準と外国人の入国要件を統一して頂きたい。	・保健省

注:【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。